地区計画の届出における郵送対応について

新型コロナウイルス感染症対策により令和2年4月より実施していました、地区計画の届出における郵送での対応につきましては、生活様式の変化や事務の簡素化、サービスの向上を踏まえ、今後、当面は引き続き「郵送」対応を行うこととしますのでご確認いただき、ご活用のほどよろしくお願いいたします。

【対応期間】当面の間

(事務の状況により窓口対応とする場合があります。)

【事前相談】メールにより、「郵送受付希望」の申出と、届出書(正・副)および添付図書 の事前確認を受けてください。

(容量が大きい場合は1通あたり10MB以下で分けて送信願います。)

【郵送書類】·正副各1部提出

- ・返送先を記載した返信用封筒(必要な郵送料の郵券貼付)の封入 (手続き完了後、こちらからは処理済の副本を郵送により返却します。)
- ・郵送先:〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所都市総務課都市計画係
- 【留意事項】・市への書類到着日が届出日となります。また、通常よりも処理に時間がかかる場合がありますので、余裕をもって届出をお願いします。 (工事等に着手する予定日は、書類到着日の翌日から起算して31日目以降の日であること。)
 - ・郵送による届出を受理した旨のご連絡はいたしません。受理状況は、必要に 応じて適宜お問い合わせください。
 - 事前相談のないもの、記入内容に誤りや漏れのあるものは受付できません。これらにともなう損失について、当方はその責を負いません。
 - 郵便事情による遅延や紛失について、当方はその責を負いません。
 - ・ 書類到着後に電話確認などを行う場合がありますので、連絡先を確実に記入 してください。
 - ・届出方法以外の内容については、窓口受付の場合と同様です。ご不明な点が あればお問い合わせください。

お問い合わせ先

明石市 都市総務課 都市計画係

(電話) 078-918-5037 (メール) tosou@city. akashi. lg. jp